

別表第1（第4条関係）

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助対象者 | 補助率及び補助限度額 | 申請期限 |
|---------|---|---|--|---|
| ハート環境整備 | 市内の対象建物において、従業員用設備（男性従業員、女性従業員が各専用に使用するためのトイレ、更衣室及び休憩室をいう。以下同じ。）を設置する工事及び改修に要する経費で市が適当であると認めたものに限る。ただし、既存設備の更新、備品の購入及び事務所、工場、店舗等の建築に係る従業員用設備の工事は除く。 | 中小事業者等で、以下の条件を全て満たすもの (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。 (2) 男性従業員及び女性従業員を雇用していること。 (3) 交付申請年度内に完了する補助事業であること。 (4) 市内に本店（個人については住所）を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用 | 国、地方公共団体その他公共的団体からの助成を受けていないもの 補助対象経費の1/2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 ただし、1事業者等につき、各事業1回のみ申請することができ、1年度あたり50万円を限度とする。 | 事業着手前かつ事業実施年度の12月28日まで（12月28日が豊橋市の休日であることを定める条例（平成3年3月30日条例第3号）に規定する市の休日に当たるときはその前日まで。） |
| ソフト環境整備 | 就業規則の見直しなどを行う場合に発生する社会保険労務士への報酬等。（法令で定める内容を満たした就業規則を整備し、その一部または全部で法定を上回る規定や制度を定める場合に限る。） | 中小事業者等で、以下の条件を全て満たすもの (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。 (2) 男性従業員及び女性従業員を雇用していること。 (3) 交付申請年度内に完了する補助事業であること。 | 国、地方公共団体その他公共的団体からの助成を受けていないもの 補助対象経費の1/2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 ただし、1事業者等につき、各事業1回のみ申請することができ、1年度あたり10万円を限度とする。 | 事業着手前かつ事業実施年度の12月28日まで（12月28日が豊橋市の休日であることを定める条例（平成3年3月30日条例第3号）に規定する市の休日に当たるときはその前日まで。） |